

定額減税補足給付金(不足額給付)送付先変更届出書

この届出書は住所地とは別の場所への各通知の送付を希望する方向けです。
申請書ではありませんのでご注意ください。

以下記載の事項に不備がないことを確認し、送付先の変更を申請します。

		申請日	令和	年	月	日
申請者	(フリガナ)	生年月日	現住所(変更前)			
	氏名		※住民登録上の住所をご記入ください。			
		明治・大正・昭和・平成・令和・西暦	〒			
			電話番号			

変更後の送付先

※下記にご記入いただいた送付先住所に各種通知を送付します。
(不備がある場合、各種通知を送付できない場合があります。)
※設定した送付先を解除する場合は送付先住所欄に住民登録のある住所をご記載ください。

申請者	(フリガナ)	送付先住所(変更後)
	氏名	
		〒
		電話番号

提出書類

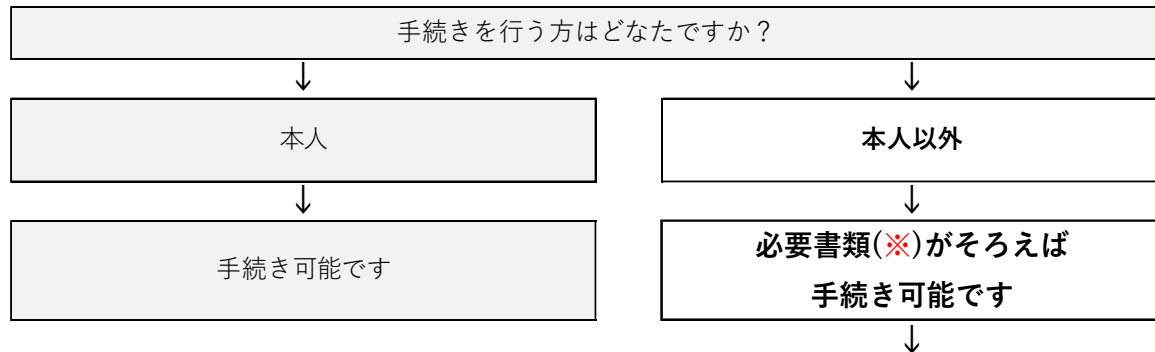
- ☐ 定額減税補足給付金(不足額給付)送付先変更届出書(本書)
※必要事項をご記入ください。
- ☐ 届出者本人(代理人)確認書類の写し(コピー)
※届出者のマイナンバーカード(表面)、運転免許証(経歴証明書)、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポート、在留カード等の写し(コピー)をご用意ください。生活保護の場合は受給証明書でも構いません。



代理人が手続きを行う場合は別途必要書類の提出が必要です。
詳しくは裏面をご覧ください。

手続きをできる方・代理人が手続きを行う場合の必要書類について

手続きは原則、本人が行ってください。代理人が手続きを行う場合は、必要書類をご準備ください。



(※)代理人が手続きを行う場合の必要書類

次の(1)～(3)をご準備ください。

(注意)オンラインでの申請はできません。郵送もしくは窓口にてお手続きください。

(1) 本人確認書類

(2) 代理人の本人確認書類

(3) 代理人区分に応じた添付書類

	代理人区分	添付書類		
1	法定代理人 (親権者)	戸籍謄本 (現在の住民票上同一世帯の場合、柏市が本籍の場合は不要)		
2	法定代理人 ・後見人 ・保佐人 ・補助人	登記事項証明書 ※保佐人、補助人は財産の管理権を確認する必要があるため代理権目録も必要 (代理権目録：記載内容で口座もしくは財産の管理権が確認できること) ※目安は3カ月以内に発行したもの		
3	任意代理人として 考えられる方	委任状	+	各区分ごとの添付書類
	・親族	給付を受ける権限を 委任する旨の委任状 (書式は問いません HPでダウンロード可)	+	戸籍謄本(続柄が分かる証明書類)
	・介護従事者			①支援サービスを受けていることが確認できる書類 ②ケアマネージャー、ヘルパーであることが分かる身分証等
	・施設・病院の長、 職員			①入所している施設・病院であることが確認できる書類 ②施設・病院の職員であることが分かる身分証等
	・各支援団体の長 DV等避難者で他に代理人 がいない場合等			①支援団体との関係が証明できる書類 ②支援団体の職員であることが分かる身分証等
	・弁護士 未決拘禁者で他に代理人 がいない場合等			①弁護関係が分かる書類 ②身分証 ※郵便物は送付先で受領できない可能性があるため確認してください